

和泉市児童育成支援拠点事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20号の規定に基づき和泉市（以下「市」という。）が実施する和泉市児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、市とする。

2 市は、本事業の目的を効果的かつ効率的に達成するため、事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人又は団体（以下「事業者」という。）に対し、本事業を委託するものとする。

（対象者）

第3条 本事業の支援対象は、市内に居住する小学生から中学生までの児童及びその保護者であって、次の各号のいずれかに該当し、支援が必要であると市長が認めたものとする。

- （1）食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、養育環境に関して課題のある児童及びその保護者
- （2）不登校又は学校生活になじめないなど、家庭及び学校に居場所がない児童及びその保護者
- （3）その他、本事業の目的に鑑み、市長が支援を行うことが適切であると判断した児童及びその保護者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合には、中学校を卒業してから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその保護者についても、本事業の対象とすることができる。

（事業内容）

第4条 本事業は、児童（前条第2項の規定による本事業の対象となる18歳の者を含む。以下同じ。）の居場所となる市内に設置する拠点（以下「拠点」という。）において、事業者が次の各号に掲げる支援を包括的に実施し、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備するものとする。

- （1）安全・安心な居場所の提供
- （2）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- （3）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- （4）食事の提供
- （5）課外活動の提供
- （6）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- （7）保護者への情報提供、相談支援

2 前項各号に掲げる支援のほか、事業者は、地域の実情等に応じて送迎支援を実施するものとする。

(利用の手続き)

第5条 本事業の利用を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）は、和泉市児童育成支援拠点事業利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、和泉市児童育成支援拠点事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、利用の決定をする場合において、本事業の適切な利用のために必要な条件を付することができる。

4 市長は、対象者が第3条に定める要件に該当しなくなったときその他事業の利用を不適当と認めるときは、利用の決定を取り消し、又は一時停止することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、緊急の必要があると認めるときは、利用申込書の提出を待たず、職権により利用を決定することができる。この場合において、市長は和泉市児童育成支援拠点事業利用決定（却下）通知書により、速やかに申請者にその旨を通知するとともに、事後において利用申込書その他必要な書類の提出を求めるものとする。

(定員)

第6条 拠点の定員は、概ね20人とする。

(職員)

第7条 拠点に置く職員の種類は、次の各号に掲げるものとし、その職務内容は、当該各号に定めるものとする。

(1) 管理者 主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(2) 支援員 児童や保護者への支援等を行う。

(3) 心理療法担当職員 メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。

(4) ソーシャルワーク専門職員 児童及びその家庭を対象にした次のアからウまでに掲げるソーシャルワークの支援等を行う。

ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ ア及びイに掲げるもののほか、居場所における児童に必要な支援

2 職員の要件は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 管理者 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を

持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有すること。

(2) 支援員 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であつて、児童に対して適切な生活支援等ができること。

(3) 心理療法担当職員 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有すること。

(4) ソーシャルワーク専門職員 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を有すること。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

(配置)

第8条 事業者は、拠点ごとに管理者及び支援員を配置しなくてはならない。

2 事業者は、必要に応じて拠点に心理療法担当職員又はソーシャルワーク専門職員を配置するものとする。

3 前2項の規定により事業者が拠点に配置する職員に、心理療法担当職員が含まれない場合にあつては、当該拠点に配置する職員のうち少なくとも1人は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状又は児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者でなくてはならない。

4 管理者又は支援員のうち少なくとも1人は常勤職員とする。

5 人員配置にあたっては、利用児童（現に拠点を利用している児童をいう。以下同じ。）5人に対し1人以上の職員（事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者に限る。以下この項において同じ。）を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を配置するものとする。

6 前項の規定に関わらず、利用児童が5人未満の場合にあつては、職員のうち1人を除いた者については、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないものとする。

(研修)

第9条 事業者は、研修の実施、専門的知見を持つ者からの助言等により、従事する職員の資質の向上に努めなければならない。

2 事業者は、個人情報の適切な管理や守秘義務等について、職員に対して研修を行うものとする。

(開所日数)

第10条 事業者は、利用者が生活のリズムを作れるよう、地域における学校の状況等を考慮し、各拠点を通3日以上開所するものとする。

(開所時間)

第11条 開所時間は、次のとおりとする。ただし、事業者は児童の状況や地域の実情等に応じ、市と協議の上、開始時間を早め、又は閉所時間を延長することができる。

(1) 学校の授業の休業日 8時間(原則午前10時から午後6時まで)

(2) 学校の授業の休業日以外の日 学校の授業の終了後から午後8時まで

(施設・設備)

第12条 事業者は、本事業の実施場所について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 事業者は、拠点に、開所時間中に児童が集まることができる専用の区画その他支援の実施に必要な設備を設けなければならない。

3 事業者は、拠点に静養室、相談室、事務室、調理場、学習スペース、便所その他の設備を設けるよう努めるものとする。

(個別支援計画)

第13条 事業者は、利用児童及びその家庭の状況を把握し、児童及び保護者の意向を確認した上で、個々の状況に応じた支援目標及び具体的な支援内容を記載した個別支援計画を作成し、これに基づき支援を行うものとする。

2 前項の個別支援計画は定期的に見直さなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 市及び事業者は、本事業の円滑な実施のため、和泉市こどもまんなかセンター、学校、要保護児童対策地域協議会、医療機関その他の団体等と常に密接な連携を図り、情報の共有及び協力体制の構築に努めるものとする。

(遵守事項)

第15条 事業者は、本事業の実施により知り得た個人情報及び秘密を適正に管理し、これを漏らしてはならない。

2 事業者は、事故の発生又はその再発の防止に努めなければならない。事故が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、適切に対応しなければならない。

3 事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の3に準じ、安全計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(利用者負担)

第16条 本事業の利用者負担は、徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、特別な活動の実施等に伴い、やむを得ず

食材料費等の実費に相当する額（以下「実費相当分」という。）を徴収する必要がある場合は、あらかじめ市長の承認を得て、これを徴収することができる。

- 3 事業者は、前項の規定により実費相当分を徴収する場合には、本事業の趣旨を踏まえ、その使途を明確にするとともに、必要最低限の範囲としなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。